

商品概要説明書

(令和7年4月1日現在)

商品名	J Aプレミアムカードローン									
ご利用いただける方	<p>○地区内に在住又は在勤の方であること。</p> <p>○農協と以下のいずれかの取引のある方。</p> <p>①ローン取引のある方、またはローン取引予定の方。ただし、本ローンを除く。</p> <p>②給与振込を指定している方、または給与振込を指定する予定の方。</p> <p>③共済取引がある方、または共済取引予定の方。</p> <p>○申込時の年齢が満20歳以上60歳以下の方。</p> <p>○継続して安定した収入のある方。</p> <p>○J Aとの間でカードローンの取引を行っていない方。</p> <p>○当J Aが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当J Aが定める条件を満たしている方。</p>									
資金用途	○生活に必要な一切の資金。									
契約金額	<p>○極度額10万円以上200万円以内とし、10万円単位とします。</p> <p>ただし、本ローン契約額および他金融機関からのカードローン契約額の合計額の前年度税込年収（自営業の場合は前年度税引前所得）に対する比率が3分の1以内とします。</p>									
契約期間	<p>○ご契約日から3年後の応答日の属する月の5日（休日の場合は翌営業日）までとします。なお、ご契約者から解約の意思表示がなく、当J Aがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに3年間延長するものとし、以降も同様とします。</p> <p>ただし、65歳の誕生日以降は契約更新をいたしません。</p>									
借入利率	<p>○変動金利とします。</p> <p>○お借入利率には、年1.8%の保証料を含みます。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当J Aの融資窓口へお問い合わせください。</p> <p>○お借入後の利率は、当J Aの短期プライムレートを基準金利とし、この基準金利の変更に伴う変動幅と同一幅により変動いたします。</p> <p>○変更後の利率適用日は、基準金利の変更日以降、最初に到来する利息支払日より適用されます。</p>									
返済方法	<p>○約定返済</p> <p>毎月5日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、毎月約定日に貸越残高に応じた下記返済額を、ご指定の返済用口座から自動引落しによりご返済いただきます。具体的な返済額は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">前月約定返済日貸越残高</th> <th style="width: 50%;">当月の約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満の場合</td> <td>前月約定返済日現在の貸越残高</td> </tr> <tr> <td>1万円以上50万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>50万円超の場合</td> <td>貸越残高が50万円増す毎に1万円ずつ増額した金額</td> </tr> </tbody> </table>		前月約定返済日貸越残高	当月の約定返済額	1万円未満の場合	前月約定返済日現在の貸越残高	1万円以上50万円以下	1万円	50万円超の場合	貸越残高が50万円増す毎に1万円ずつ増額した金額
前月約定返済日貸越残高	当月の約定返済額									
1万円未満の場合	前月約定返済日現在の貸越残高									
1万円以上50万円以下	1万円									
50万円超の場合	貸越残高が50万円増す毎に1万円ずつ増額した金額									

	<p>※返済額は、次のいずれか少ない金額とする。</p> <p>(a) 前月約定返済日の貸越残高の2% (万未満の金額は万円に切上げ)</p> <p>(b) 当月約定返済日前日の貸越残高</p> <p>○臨時返済 契約店舗の窓口および県内JAのATMでのご返済も可能です。</p> <p>○その他 <u>貸越期間終了時又は貸越可能期間において約定返済額が連続2回以上延滞した場合は、新規貸越停止となり、延滞が解消したとしても、以降は約定返済のみとなります。</u></p>
担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○当JAが保証会社へ支払いますので、保証会社への支払いは不要です。
手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA支店または金融共済推進部 推進企画課(電話：053-476-3121)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（JAバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融共済推進部 推進企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>
その他	<p>○お申込に際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○その他ご不明の点がございましたら、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

とぴあ浜松農業協同組合